

# 香川県国土強靱化地域計画（案）の概要 ～県民の生命を守るために～

## 1 計画策定の趣旨、位置付け

国土強靱化基本法(強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)第13条の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきもの(いわゆる「アンブレラ計画」)として香川県国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定する。そのため、地域計画に示された指針に基づき、必要に応じ地域防災計画等の見直しを行う必要がある。

また、国土強靱化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であることから、行政のみならず、県民及び、民間事業者やNPOなど(以下「事業者」という。)が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組むこととする。

### 香川県国土強靱化地域計画のアンブレライメージ



## 2 計画の基本目標

- ① 県民の生命を守る
  - ・すべての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化
  - ・大規模な風水害や地震による市街地での大規模火災への対策強化
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
  - ・必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保
  - ・行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
  - ・経済活動域への重大な影響を避ける
  - ・避難場所や防災施設として活用される公共施設の被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
  - ・二次被害や浸水被害、災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける
- ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす
  - ・四国の防災拠点としての機能を確保し、国や他の3県と十分に連携・協力を図る



### 3 計画に盛り込むべき本県の特徴

#### ①四国の防災拠点としての機能確保

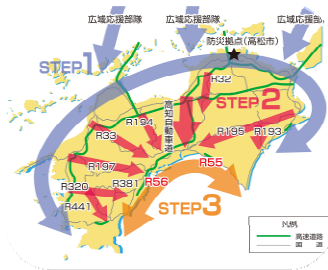
南海トラフ地震等が発生した場合に、四国内においては相対的に被害が少ない予想  
⇒四国の防災拠点としての機能確保が重要

#### ②全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策

全国1位のため池密度(7.8か所/km<sup>2</sup>)や全国3位のため池数(14,000余り)であり、築堤後200～300年を経過しているものが多く、築堤材料や堤防基礎の土質によっては決壊する場合も想定  
⇒香川県老朽ため池整備促進計画やため池ハザードマップ作成支援によるため池の防災・減災対策が必要

#### ③島しょ部等における大規模災害対策

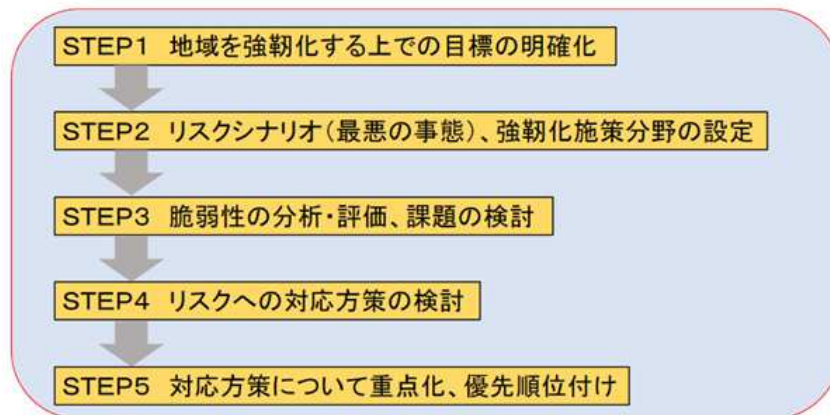
瀬戸内海に面して多くの島々等を抱える本県の地勢的要因  
⇒大規模な震災や風水害が発生した場合の島しょ部等での防災・減災対策や迅速な復旧・復興対策が必要



### 4 計画策定手順

図に示す5つのステップにより地域計画を策定することとする。

#### Plan



### 5 想定するリスク

本県における「最悪の事態の要因」となるリスクとして、以下の2点を想定するものとし、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定する。

#### ①南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波

#### ②大規模な風水害(想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害等)



(昭和21年 南海地震による被害)  
(坂出市)



(昭和51年 台風17号による被害)  
(小豆島町)



(平成16年 台風15号と前線による被害)  
(観音寺市大野原町前田川)

6 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の枠組みと手順

想定するリスクについて本県の特性を考慮した9つの「事前に備えるべき目標」及び33の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
① 県民の生命を守る ② 県と地域社会の重要な機能を維持する ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止 6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	9 四国の防災拠点としての機能を確保する	大規模災害により、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態(6-4) 高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態(6-4) 重要港湾(高松港・坂出港)の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態(5-1、6-4) 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態(4-1、5-1、5-2) 被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態(3-3) 警察や消防などの被災により、四国における応援・受援の機能が果たせなくなる事態(1-1、1-3、1-5、2-3、3-3) 国の合同庁舎、県庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態(1-1、1-2) 食料・飲料水等県民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態(2-1) 被災により医療機能が麻痺し県内の医療活動や四国の医療活動の拠点としての機能が果たせなくなる事態(2-4、2-6)

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための関連施策を横断的に整理し、脆弱性を総合的に分析評価し、その評価結果を「行政機能／警察・消防等」など11の施策分野と「地域防災力の強化」など4の横断的分野ごとの計15分野に整理した。

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤情報通信  
⑥産業 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨県土保全 ⑩環境 ⑪土地利用

(横断的分野)

- ①地域防災力の強化 ②老朽化対策 ③新技術対策 ④広域連携

## (2) 脆弱性評価のポイント

評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは以下のとおりである。

### ①ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

- ・施策を早期に高水準なものとするには、施策の重点化とハード・ソフト対策の適切な組み合わせが必要

### ②代替性・冗長性等の確保が必要

- ・影響が甚大な分野(行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等)については、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等の確保が必要

### ③四国の他の3県との連携が必要

- ・起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、早期に復旧・復興できるよう、四国の他の3県との連携が必要

### ④市町、県民、事業者などとの連携が必要

- ・個々の施策の実施主体は、県だけでなく、各市町、県民、事業者など多岐にわたるため、情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要

## 7 推進方針

### (1) 推進方針の枠組みと重点化

推進方針の施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した、11の個別施策分野と4の横断的分野とする。また、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化施策を推進するため、「人命の保護」を最優先とし、本県の特徴等をも考慮し、13の重点化すべきプログラムを選定した。13の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

さらに、四国の防災拠点としての機能を確保するため、13の重点化プログラムを有機的に連携し、計画の推進を図る。

### 重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
① 県民の生命を守る ② 県と地域社会の重要な機能を維持する ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	9 四国の防災拠点としての機能を確保する	・高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態(6-4) ・被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割果たせなくなる事態(3-3) など

## (2) 施策分野ごとの主な推進方針

15の推進方針は、9つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめた。また、各分野における施策の推進に当たり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体については、**県民**、**事業者**、行政の3区分により明確にしており、以下に主なものを示す。

### 個別施策分野

#### ①行政機能／警察・消防等

(行政機能)

- ・ B C Pの策定・見直し(県B C Pの毎年度の見直しや市町B C Pの策定促進) 【行政】
  - ・ 応急対策活動の拠点となる施設等の耐震性の確保や非常用電源設備等の確保 【行政】
  - ・ 総合防災訓練等の実施や県民の様々な訓練への参加の促進 【**県民**・**事業者**・行政】
  - ・ 四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備 【行政】
- など



(高松市：高等技術学校高松校)



(災害対策本部室：  
災害対策本部運営訓練)



(財田川：総合防災訓練)

(警察・消防等)

- ・ 警察署や消防本部の耐震化の推進 【行政】
  - ・ 警察や消防の情報通信施設等の耐災害性の強化 【行政】
  - ・ 女性の入団促進を含めた団員の確保などによる消防団の活性化 【**県民**・**事業者**・行政】
  - ・ 災害警備部隊や緊急消防援助隊等による広域応援・受援体制の確立 【行政】
- など



(高松市：消防学校)



#### ②住宅・都市

- ・ 住宅をはじめとした民間建築物の耐震改修等の補助などを通じた耐震化の促進 【**県民**・**事業者**・行政】
  - ・ 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設の耐震化の促進 【**事業者**・行政】
  - ・ 耐震性や浸水などを考慮した避難路の複数ルートを選定や補強 【**県民**・行政】
  - ・ 指定緊急避難場所等の指定や資機材の確保など避難場所等の機能強化 【行政】
  - ・ 市街地火災の危険防除のための住宅の不燃化や住環境の整備 【行政】
  - ・ 最低3日分(望ましくは1週間分)の食料・飲料水や携帯トイレ等の準備 【**県民**・**事業者**・行政】
  - ・ 水道・下水道施設の耐震化の推進 【**事業者**・行政】
- など



(高松市：高等技術学校高松校)



### ③保健医療・福祉

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の養成をはじめとした体制整備 【事業者・行政】
  - ・災害拠点病院における施設等の充実や食料、非常電源用燃料等の備蓄の促進 【事業者・行政】
  - ・四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備 【事業者・行政】
  - ・医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が活動できる体制整備 【事業者・行政】
  - ・災害時の戦略的な医師、医薬品等の輸送・供給体制の確保 【事業者・行政】
  - ・社会福祉施設等における食料等の備蓄や非常用自家発電機等の整備 【県民・事業者・行政】
  - ・感染症の発生等を防ぐための予防接種・消毒等を行う体制の整備 【事業者・行政】
- など



### ④エネルギー

- ・住宅等への太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入の促進 【県民・事業者・行政】
  - ・四国のエネルギー拠点としての役割を踏まえた番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の事業者のBCPの策定促進や石油タンク等の耐震性の確保 【事業者・行政】
  - ・災害対処に当たる車両等への燃料の優先供給のための備蓄の促進 【事業者・行政】
- など



(高松市：県立中央病院)



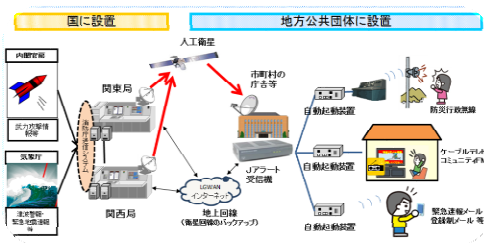
(番の州：石油コンビナート防災訓練)



(番の州工業地帯)

### ⑤情報通信

- ・防災情報システムやLアラートなどの整備や情報通信施設の耐震性の強化 【行政】
  - ・戸別受信機などの住民向け、住民による地域での情報伝達体制の整備 【県民・行政】
  - ・高齢者等の要配慮者の特性に応じた情報伝達体制の整備 【県民・行政】
  - ・地震に強い通信設備の設計・設置やバックアップ体制の整備 【事業者・行政】
- など



登録は、お済みですか？

## 防災情報メール

【配信内容】

- ◆気象情報 ◆地震情報 ◆土砂災害警戒情報
- ◆避難所空席状況情報 ◆県庁（本部）（高松市）
- ◆避難所状況情報（生活実況） ◆津波情報 ◆電停注意情報
- ◆避難所情報 ◆避難指示 ◆避難所情報

携帯電話やパソコン等で登録しておけば、高松地方気象台が発表する気象情報・主要種別土砂災害警戒情報等、指定が必らず避難勧告等の情報がメール配信されます。

（※取得を希望される地域、情報を選択できます。）



(三観広域行政組合消防本部)

## ⑥産業

- ・セミナーの開催等による中小企業における早期のBCPの策定の促進 【事業者・行政】
- ・四国のエネルギー拠点としての役割を踏まえた番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の事業者のBCPの策定促進や石油タンク等の耐震性の確保（再掲） 【事業者・行政】
- ・サプライチェーンを一貫して途絶させないための道路施設等の耐震化など地震・津波対策の推進及び輸送体制等の確保 【事業者・行政】  
など



(番の州：石油コンビナート防災訓練)



(番の州工業地帯)



## ⑦交通・物流

- ・運送事業者等との協定の締結や物資輸送訓練による緊急輸送体制の構築 【事業者・行政】
- ・「四国8の字ネットワーク」（高松自動車道の4車線化事業等）の早期完成などの道路施設の整備の推進 【事業者・行政】
- ・交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入促進 【事業者・行政】
- ・鉄道施設における橋梁等の耐震性の向上 【事業者・行政】
- ・高松港BCPの継続的な評価・改善及び坂出港のBCPの策定促進 【行政】  
など



(東かがわ市：四国横断自動車道)



(高松市：バイパス整備)



(高松市：高松港コンテナターミナル)

## ⑧農林水産

- ・老朽ため池の整備による農業用水の確保 【事業者・行政】
- ・大規模ため池の耐震化整備による地域の安全性確保 【事業者・行政】
- ・大規模ため池等におけるハザードマップの作成や普及啓発の促進及び住民の避難体制の確立 【県民・事業者・行政】
- ・津波・高潮等により罹災した農地の塩分濃度低下のための対策 【事業者・行政】
- ・防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備 【行政】
- ・間伐等の森林整備や治山対策の実施等の災害に強い森林づくりの推進 【県民・行政】  
など



(まんのう町：まんのう池)



(観音寺市：治山ダム)

## ⑨ 県土保全

- ・津波ハザードマップの作成の促進、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対する浸水想定公表とハザードマップの作成促進及び避難体制の確立 【**県民**・行政】
- ・「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づく堤防の嵩上げや液状化対策の推進 【行政】
- ・土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害などの危険区域に対する警戒避難体制の強化 【**県民**・行政】  
など



(高松市：本津川)



(高松市：御坊川)



(坂出市：笠指(1)地区)

## ⑩ 環境

- ・仮処分場の候補地の選定等を含めた災害廃棄物処理計画の早期策定 【**事業者**・行政】
- ・津波等による大量のごみや流木等の海への流出に備えた回収等体制の整備 【行政】
- ・事業者に対する有害物質の飛散等の防止などの体制整備 【**事業者**・行政】  
など



陸上自衛隊第14旅団提供



(丸亀市：クリントピア丸亀)



(四国地方整備局：海面清掃兼油回収船)

## ⑪ 土地利用

- ・円滑な復旧・復興に備えた地籍調査事業の促進 【**県民**・行政】
- ・密集市街地における土地利用に対する規制・誘導などの組み合わせによる安全な地域づくりの推進 【**県民**・行政】
- ・地域防災計画との有機的連携を図りつつ、都市の防災機能強化の促進 【**県民**・行政】



## 横断的分野

### ①地域防災力の強化

- ・ 防災知識の普及啓発や防災教育の推進などによる地域防災力の強化 【県民・事業者・行政】
- ・ 自主防災組織の結成とその活動への積極的な参加 【県民】
- ・ 自主防災組織等との連携による初期消火や避難誘導等の訓練の実施 【県民・事業者・行政】  
など



(観音寺市：五郷地区合同防災会)

### ②老朽化対策

- ・ 橋梁、ダム等の長寿命化計画の策定 【行政】
- ・ 港湾・漁港施設の長寿命化計画の策定 【行政】
- ・ 水道・下水道施設の長寿命化計画の策定 【事業者・行政】  
など



(さぬき市：寺尾橋)



(観音寺市：五郷ダム)



### ③新技術対策

- ・ 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな基準等の情報収集とこれらの積極的な活用推進 【行政】

### ④広域連携

- ・ 四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備 〈再掲〉 【行政】
- ・ 災害警備部隊や緊急消防援助隊等による広域応援・受援体制の確立 〈再掲〉 【行政】
- ・ 感染症等の発生を防ぐための近隣府県等への支援要請等の体制整備 【事業者・行政】
- ・ 水道施設に係る他事業者との広域的な応援体制の強化 【事業者・行政】  
など



(3) 本県の特徴的な施策

①四国の防災拠点としての機能確保

- ・市町間の応援・協力活動等の迅速かつ円滑な実施のための全県的な相互応援体制整備 【行政】
- ・四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備〈再掲〉 【行政】
- ・高松地方合同庁舎（Ⅱ期）の整備による四国の防災拠点としての体制整備 【行政】
- ・四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・高松空港の耐震性向上や航空会社等との応援協力体制の充実・強化 【事業者・行政】
- ・高松港（緊急物資輸送）や坂出港（エネルギー輸送）の体制整備 【事業者・行政】
- ・交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入促進〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・本四間フェリーの航路の維持などによる代替輸送手段の確保 【事業者・行政】

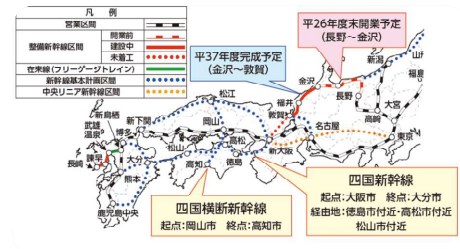
など



(高松市：高松地方合同庁舎)



(高松市：高松空港)



②全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策

- ・大規模ため池の耐震化整備による地域の安全性確保〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・大規模ため池等におけるハザードマップの作成や普及啓発の促進及び住民の避難体制の確立〈再掲〉 【県民・事業者・行政】
- ・老朽ため池の整備による農業用水の確保〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・防災上危険で放置できないため池の保全や機能廃止などの整備の促進 【行政】

など



(高松市：三郎池)



(さぬき市：奥谷下池)



(高松市：鍵面池)

③島しょ部等における大規模災害対策

- ・自立的な避難のための消防団や自主防災組織の活性化、通信設備の整備、本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備 【県民・事業者・行政】
- ・迅速な復旧活動のための道路・海岸堤防等の耐震補強や関係機関との連携強化 【事業者・行政】
- ・かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）の整備・拡充 【事業者・行政】
- ・ヘリコプターの臨時発着場の設定等による災害時の情報収集や救出・救助などを円滑に行う体制の整備 【行政】

など



(高松市：高松港)

## 8 計画の推進と不断の見直し

### (1) 計画の推進

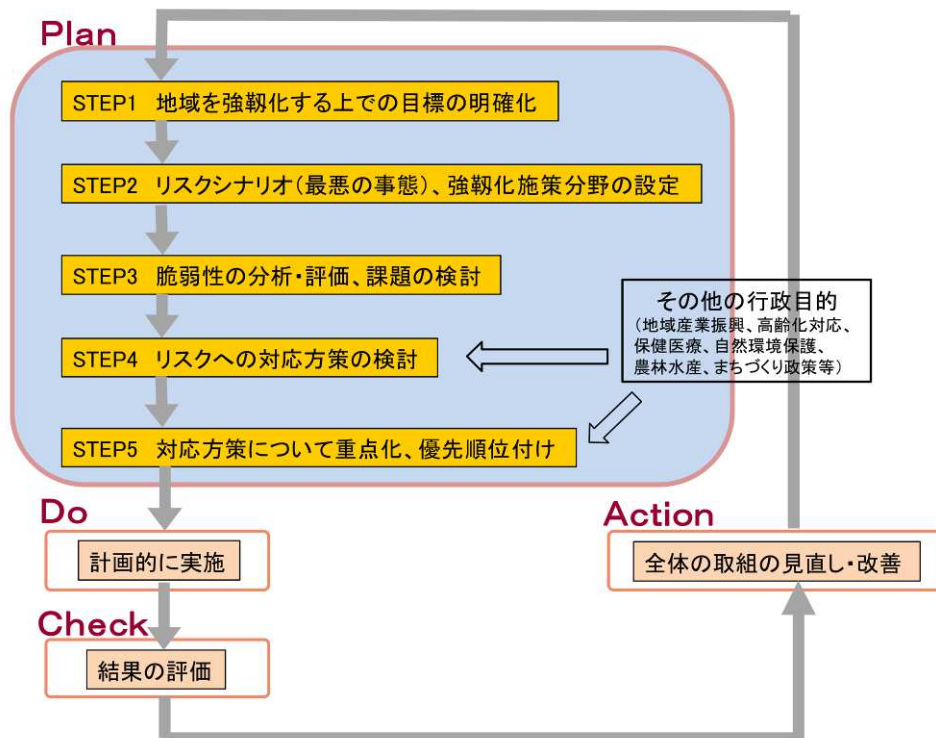
県庁内に設置している「国土強靱化地域計画推進本部」を中心とした全庁横断的な体制の下、市町、県民、事業者、他県や国等と連携しながら、計画を推進していく。

### (2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の着実な推進に当たり、重点化する施策プログラムについては、次項のとおり進捗管理のための重要業績指標を特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、PDCAサイクルにより点検、見直しを行っていく。

### (3) 計画の不断の見直し

本計画は、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行う。



## 重点化プログラムの重要業績指標

重点化すべきプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	重要業績指標
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数 耐震診断 1,051戸 (H26) →2,800戸 (H32) 耐震改修 334戸 (H26) → 900戸 (H32)</li> <li>○公立学校の耐震化率 92.5% (H25) →100% (H32)</li> <li>○公立学校屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策未実施棟 111棟 (H26) →0棟 (H32)</li> <li>○大規模盛土造成地マップ公表率 0% (H25) →100% (H32)</li> </ul>
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅠ期計画延長に対する整備率 0% (H26) →66% (H32)</li> <li>○自主防災組織活動カバー率 80.8% (H25) →100% (H32)</li> </ul>
1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 14,747戸 (H27) →15,860戸 (H31)</li> <li>○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,027集落 (H26) →1,045集落 (H32)</li> </ul>
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 58基 (H26) →73基 (H32)</li> <li>○ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 1回 (H27) →毎年実施</li> </ul>
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道の基幹管路の耐震化率 14.2% (H25) →21.6% (H32)</li> <li>○香川県建設業BCP認定業者数 85業者 (H26) →100業者 (H30)</li> </ul>
2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飛行場外離着陸場を有する離島(有人島)のカバー率 45.8% (H26) →50% (H32)</li> <li>○かがわ遠隔情報ネットワーク(K-MIX)参加医療機関数 106医療機関 (H26) →200医療機関 (H32)</li> </ul>
2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急消防援助隊数 44隊 (H25) →57隊 (H30)</li> <li>○防災拠点となる警察本部・警察署の耐震化率 93.9% (H26) →100% (H31)</li> <li>○防災拠点となる消防本部・消防署所の耐震改修等実施率 60.5% (H26) →100% (H32)</li> <li>○高松地方合同庁舎(Ⅱ期)の整備 整備中 (H27) →整備完了 (H29)</li> </ul>
2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的医療機関の耐震化率 73.7% (H26) →100% (H32)</li> <li>○第二次救急医療機関の耐震化率 80.0% (H26) →100% (H32)</li> <li>○災害派遣医療チーム(DMAT)の数 25チーム (H25) →30チーム (H32)</li> <li>○災害医療コーディネーター連絡会、DMAT連絡会、四国DMAT実働訓練等の毎年実施 1回実施 (H27) →1回実施 (H32)</li> <li>○災害拠点病院における3日分程度の水・食料の備蓄維持 年1回確認 (H26) →年1回確認 (H32)</li> <li>○社会福祉施設等被害状況確認システムの訓練実施 年1回訓練 (H26) →年1回訓練 (H32)</li> </ul>
3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内自治体のBCP策定数 県及び5市1町 (H26) →県内全市町 (H29)</li> </ul>
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電力供給途絶時に72時間以上、通信施設を使用することができる警察庁舎 26.3% (H26) →100% (H32)</li> </ul>
5-3 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹水路保全対策延長(累計) 79km (H26) →125km (H32)</li> <li>○老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計) 3,422箇所 (H26) →3,536箇所 (H32)</li> <li>○農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 13,784ha (H26) →16,340ha (H31)</li> <li>○長寿命化計画策定漁港数 31漁港 (H26) →72漁港 (H32)</li> <li>○漁港施設の機能強化整備延長 0m (H26) →193m (H32)</li> </ul>
6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高松自動車道4車線化(鳴門IC~高松市境)の整備率 0% (H26) →100% (H30)</li> <li>○新幹線実現に向けた取組み(勉強会などの開催) 1回実施 (H26) →毎年実施 (H32)</li> <li>○重要港湾における港湾のBCP策定 1港湾 (H26) →2港湾 (H28)</li> </ul>
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模ため池の耐震化整備箇所数 1箇所 (H26) →43箇所 (H32)</li> <li>○中小規模ため池の防災対策 19箇所 (H26) →140箇所 (H32)</li> </ul>